

議案第40号参考 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（議員報酬）</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>409,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>326,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長 月額 <u>310,000円</u></p> <p>(4) 議会運営委員会委員長 月額 <u>310,000円</u></p> <p>(5) 特別委員会委員長 月額 <u>310,000円</u></p> <p>(6) 議員 月額 <u>303,000円</u></p>	<p>（議員報酬）</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>371,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>290,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長 月額 <u>269,000円</u></p> <p>(4) 議会運営委員会委員長 月額 <u>269,000円</u></p> <p>(5) 議員 月額 <u>263,000円</u></p>